2 戸籍謄本について

- 1. 被相続人さま(お亡くなりになった方)の戸籍謄本について相続人さまを確認するためには、被相続人さまがお生まれになった時から、お亡くなりになった時までの「連続した戸籍謄本」が必要になります。なお、「連続した戸籍謄本」に替えて、法務局が発行する「法定相続情報一覧図の写し」(原本)のご提出でもお取扱いができます。
- 2. 相続人さまの戸籍謄本について 相続人さまの現在の全部事項証明書(または個人事項証明書)をご提出ください。 ただし、以下に該当する方は提出不要です。
 - (1)被相続人さま(亡くなられた)と同一の戸籍にいる方
 - (2)被相続人さまの戸籍から結婚等で除籍されたが現在の姓が被相続人さまの戸籍で確認できる方
- 3. 「戸籍謄本」・「法定相続情報一覧図の写し」の入手方法について

1. 戸籍謄本を本籍地の役場にて入手(交付申請)する場合

戸籍謄本は本籍地の役所へ直接又は郵送でご請求いただきます。 詳細は該当の役所へお問合せください。

2. 法定相続情報一覧図の写しを法務局にて入手(交付申請)する場合

- ◇相続人さままたは弁護士等の専門家が、被相続人さまの出生から死亡までの戸籍謄本を 戸籍謄本を揃えていただいた後、その戸籍謄本に基づき「法定相続情報一覧図」を作成し、 登記所(法務局)へ届出ます。
- ◇登記官が内容を確認後、「法定相続情報一覧図」を保管し、 「法定相続情報一覧図の写し」を発行します。
 - ※詳細は、法務局ホームページでご確認ください。

戸籍謄本が広範囲の場合

(1) 戸籍謄本入手の難しさ

「相続人さまが多数である」「頻繁に転籍^{注1)}をしている」等の理由により、 相続手続に必要な戸籍謄本の取り寄せ先が各地に分散している場合、 連続した戸籍謄本をすべて揃えるには、時間と手間がかかります。 注1) 転籍とは、役場への届出により本籍地を変更すること。

(2) 専門家への依頼

相続関係が複雑な場合には、若干の費用がかかりますが、相続人さまご自身で司法書士等に依頼することができます。

(3) 専門機関の紹介

相続手続全般の代行等を希望される場合、当社より専門機関へ取次いたします。 (別途費用が必要です。詳しくはみなと銀行本支店窓口へお問合せください。)

◇取次先 : ㈱りそな銀行、三井住友信託銀行㈱等

◇代行業務:戸籍謄本入手・各金融機関の預貯金等の相続手続・相続税の

計算・遺産分割協議書の作成・不動産の相続登記など。